

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年5月10日

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場調理業務等委託

(2) 業務内容

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場において、安全でおいしい給食調理を実施し、児童・生徒に提供する。

業務内容等は以下のとおり。

また、詳細については説明書による。説明書の確認方法は6(2)のとおり。

検収補助

給食の調理(作業工程表の作成)

盛付け及び配膳(配食)

食器具等の洗浄・消毒・保管

給食調理業務関連施設設備の清掃及び日常点検

残菜及び厨芥の処理

給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

2 選定の概要等

(1) 選定の目的

学校給食の実施に当たり、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、給食の質を維持・向上させ、児童・生徒との交流及び食育の推進等に積極的に参加できる受託事業者の候補者の選定を目的とする。

(2) 選定の概要

令和7年度から令和8年度の2年間に区内小・中学校及び学校給食太子堂調理場で新規委託が生じた場合、又は委託事業者を見直す必要性が生じた場合にその受託資格を有する「受託資格認定業者」を選定する。

今回選定した受託資格認定業者から、令和7年度新規委託予定校及び受託事業者を見直す学校を受託するための「提案書」及び「見積提案書」の提出を受け、第2回目以降の業者選定委員会を開催し、受託事業者の候補者を決定する。(令和7年度委託に関しては、令和6年度に「提案書」等の提出を依頼する。)その際に、通常1年間(年度)の委託事業者を決

定するが、場合によっては年度途中からの受託事業者を決定する場合もある。

受託事業者の候補者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、受託校より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

(3)「受託資格認定業者」選定者

小・中学校校長代表・副校長代表、小・中学校PTA代表及び教育委員会管理職等から構成される「業者選定委員会」で「提案書」等の審議を行い決定する。

(4)「受託資格認定業者」認定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

3 参加資格

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録されていること。

(2) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。

(3) 100名以上の従事者(パート社員を含めても可)を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。

(4) 令和4年度以降、300名以上を対象とする学校給食の集団給食業務を5件以上受託した実績があること。

(5) 令和4年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りでない。

(6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

4 提案書の提出者を選定するための基準

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、提出された書類等により、次の基準に基づき審査及び評価を行い、提案書の提出者を選定する。この場合は、選定次第速やかに参加表明のあった事業者に通知する。

(1) 前記に定める参加資格のすべてを満たしていること。

(2) 学校給食の意義や特色を十分理解し、積極的に協力することができる事業者であること。

(3) 衛生管理、安全管理、学校給食の意義等について、パート社員を含め十分な従事者教育及び

研修体制が確立されていること。また、十分な教育及び研修が行われた従事者の配置が可能であること。

(4) 従事者の健康管理が十分に行われていること。

5 事業者を特定するための評価基準

- (1) 経営状況及び人員体制
- (2) 学校給食に対する会社としての取り組み姿勢
- (3) 衛生管理・安全管理
- (4) 特定テーマに対する取り組み姿勢
- (5) 問題発生・緊急時対応
- (6) アレルギー対応
- (7) 研修・教育体制

6 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係(世田谷区役所西棟1階103番窓口)

電話: 03-5432-2696 FAX: 03-5432-3029

E-mail: SEA02056@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間: 令和6年5月10日(金)～5月24日(金)午後5時

方法: 世田谷区ホームページよりダウンロード

目次から探す>「区政情報」>「契約・入札情報」>「発注情報」

>「現在実施中のプロポーザル情報」>「子ども・教育・若者支援」

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限: 令和6年5月24日(金) 午後5時まで(必着)

場所: 上記(1)の担当部課に同じ。

方法: 持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データ(会社概要等除く。)

を上記(1)のメールアドレスに併せて送信すること。

その後、全事業者に対し5月31日(金)までに、招請通知又は非招請通知を発送します。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限: 令和6年6月28日(金) 午後5時まで(必着)

場所: 上記(1)の担当部課に同じ。

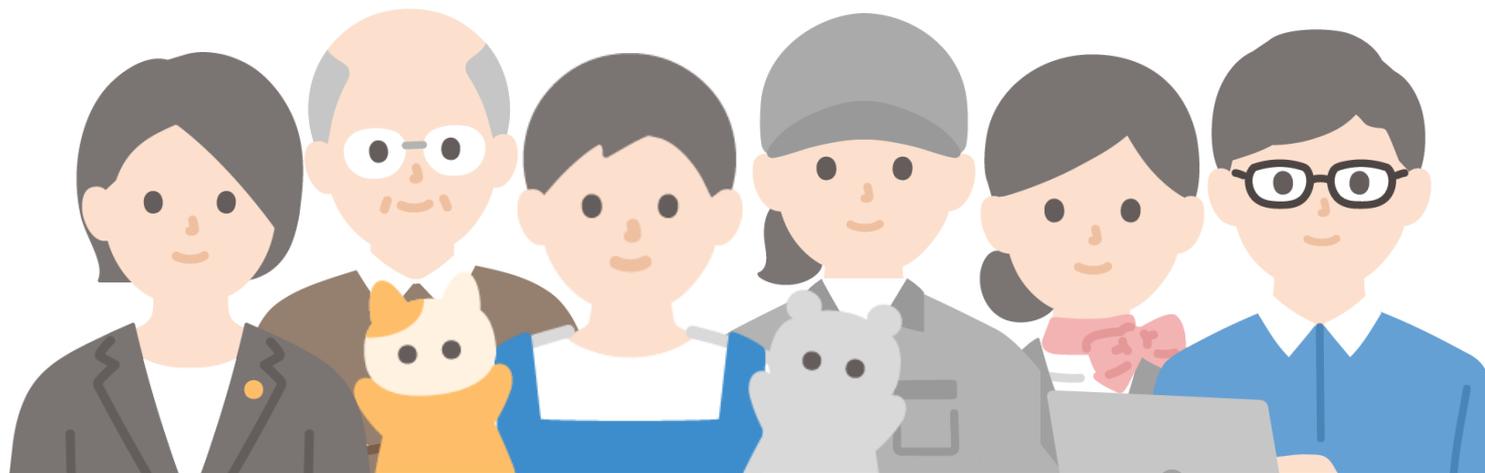
方法: 持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データを上記(1)のメールアドレスに併せて送信すること。

提案書に関する質疑がある場合は、令和6年6月12日(水)午後5時までに電子メール若しくはファクシミリにより上記(1)の担当部課へ質問票を送信する。質疑に対する回答は令和6年6月19日(水)までに全事業者に対して、電子メール又はファクシミリにより回答(周知)する。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約の締結 第2回目以降の業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算の配当を条件として契約する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (6) 参加申込書及び企画提案書の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しない。
- (7) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (10) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。
- (15) 区との契約では単年度で予定価格2000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2階 20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎 4階 46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手(特殊)	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手(一般)	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。